

令和7年2月19日 議会運営委員会（未定稿）

午後1時52分開会

○小野委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

日程に入る前に、当委員会に送付されております陳情につきましては、後日あらためて審査に入らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 それでは、日程に入ります。

1、第1回定例会について。（1）、提出予定案件について。

坂田副区長から説明を受けます。

○坂田副区長 それでは説明をさせていただきます。令和7年2月26日付で令和7年第1回区議会定例会に提出させていただき予定の案件につきまして、概略をご説明申し上げます。

今回は、予算案件7件、条例16件、財産の取得1件及び報告3件となっております。

はじめに、予算案件7件でございます。

まず、令和6年度一般会計補正予算第3号を専決処分により決定した件の報告及び承認について、でございます。

ふるさと納税制度の活用の事業において、寄附金額が想定を上回ったことにより、事業に要する予算を補正する必要が生じました。しかしながら、区議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、補正予算を専決処分により決定させていただきましたので、同条第3項の規定に基づき、ご報告し、ご承認を求めるとでございます。補正前の額、700億7,937万9千円に、4億7,500万円の予算額を追加させていただきました。この結果、補正後の一般会計予算額は、705億5,437万9千円となっております。

次に、令和6年度一般会計補正予算第4号でございます。

補正前の額、705億5,437万9千円に、55億1,427万9千円の予算額を追加させていただきます。内容は、国・都補助金等過年度分精算金、物価高騰対策区民の暮らし支援事業、基金積立金等の事業に要する経費の追加でございます。この結果、補正後の一般会計予算額は、760億6,865万8千円となっております。また、物価高騰対策区民の暮らし支援事業、バリアフリー歩行空間の整備、自転車通行環境整備等につきまして繰越明許費を定めてございます。

次に、令和6年度介護保険特別会計補正予算第1号でございます。

補正前の額、51億4,071万4千円に、565万7千円の予算額を追加させていただきます。内容は、介護予防普及啓発事業及び介護給付費準備基金積立金の事業に要する経費の追加でございます。この結果、補正後の介護保険特別会計予算額は、51億4,637万1千円となっております。

次に、新年度予算4件でございます。

まず、令和7年度一般会計予算でございます。総額は、753億5,305万2千円で、前年度当初予算に比べまして、8.3%、57億7,743万6千円の増額となっております。

次に、令和7年度国民健康保険事業会計予算でございます。総額は、65億5,311万3千円で、前年度当初予算に比べまして、マイナス8.9%、6億3,680万2千円の減

額となっております。

次に、令和7年度介護保険特別会計予算でございます。総額は、51億9,076万円で、前年度当初予算に比べまして、1.0%、5,004万6千円の増額となっております。

次に、令和7年度後期高齢者医療特別会計予算でございます。総額は、23億4,814万6千円で、前年度当初予算に比べまして、1.9%、4,305万円の増額となっております。

次に、条例案件16件でございます。

はじめに、職員等公益通報条例等の一部改正でございます。刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、関連する条例の規定を整備するものでございます。本年6月1日から施行いたします。

次に、一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正でございます。高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を活用するため、特定任期付職員の採用及び給与の特例に関する規定を定めるほか、規定を整備するものでございます。本年4月1日から施行いたします。

次に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正でございます。いずれも育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、超過勤務を制限する職員の対象範囲を拡大し、休暇の名称を改めるとともに、介護両立支援制度の請求等に関する規定を定めるほか、規定を整備するものでございます。超過勤務の制限に関する改正の一部につきましては、公布の日から、その他の改正につきましては、本年4月1日から施行いたします。

次に、職員の給与に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正でございます。高齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員につきまして、住居手当の支給対象者とするよう、それぞれ改めるものでございます。本年4月1日から施行いたします。

続きまして、職員の退職手当に関する条例の一部改正でございます。雇用保険法の一部改正に伴い、就業促進手当に相当する額の失業者の退職手当の支給に関する規定を改めるとともに、地域延長給付に相当する額の失業者の退職手当に係る暫定措置の期間を延長するものでございます。本年4月1日から施行いたします。

次に、手数料条例の一部改正でございます。旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行に伴い、同法に規定する者を戸籍事項の証明に係る事務手数料の免除対象者に追加するとともに、建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正に伴い、関連する事務の手数料を改定するほか、規定を整備するものでございます。戸籍事項の証明に関する改正につきましては、公布の日から、その他の改正につきましては、本年4月1日から施行いたします。

次に、保育施設等運営基準条例の一部改正でございます。内閣府令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者による連携施設の確保に関する規定を改め、経過措置を延長するほか、所要の改正を行うものでございます。本年4月1日から施行いたしま

す。

次に、家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。厚生労働省令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等による連携施設の確保に関する規定を改め、経過措置を延長するとともに、栄養士法の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等の食事の提供の特例に関する規定を改めるほか、所要の改正を行うものでございます。本年4月1日から施行いたします。

次に、次世代育成に係る手当に関する条例の廃止でございます。児童手当制度並びに都及び区が提供する妊娠・出産の総合的なサービスの拡充に伴い、条例を廃止するとともに、関連する条例の規定を整備するものでございます。本年4月1日から施行いたします。

次に、中高生世代応援手当条例の制定でございます。中高生世代の子育てに係る経済的負担を軽減し、安心して生活できるよう支援することを目的とした中高生世代応援手当を支給するため、条例を制定するとともに、関連する条例の規定を整備するものでございます。本年4月1日から施行いたします。

次に、こども医療費助成条例及び高校生等医療費助成条例の一部改正でございます。子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子ども医療費助成及び高校生等医療費助成の対象となる費用の範囲を拡大するほか、規定を整備するものでございます。本年4月1日から施行いたします。

次に、国民健康保険条例の一部改正でございます。国民健康保険事業を安定的に運営するため、保険料率、賦課割合及び賦課限度額を改定するとともに、新型コロナウイルス感染症に起因する保険料減免措置を廃止するほか、規定を整備するものでございます。保険料の算定の特例に関する規定整備につきましては、公布の日から、その他の改正につきましては、本年4月1日から施行いたします。

次に、道路占用料等徴収条例等の一部改正でございます。道路占用料等の算定基礎となる固定資産税の評価替えに伴い、道路占用料、公共溝渠使用料及び公園使用料を改定するほか、高齢者、障害者等の移動の円滑化、失礼しました。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、都市公園条例の関連する規定を整備するものでございます。都市公園条例の規定整備につきましては本年6月1日から、その他の改正につきましては本年4月1日から施行いたします。

次に、少年自然の家条例の一部改正でございます。施設の一部用途廃止に向けて、使用料の対象範囲を改めるものでございます。本年4月1日から施行いたします。

次に、財産（建物）の取得についてでございます。老朽化し、耐震性に問題のある旧区立外神田住宅の解体に向けて、当該住宅の1階及び2階の区分所有部分を取得するものでございます。取得対象となる区分所有部分は1件で、取得価格は、5,189万5千円となっております。

次に、報告案件3件でございます。

まず、雉子橋補修補強工事請負契約の一部を専決処分により変更した件についてでございます。令和5年第2回区議会定例会においてご議決いただきました雉子橋補修補強工事請負契約につきまして、物価等の変動に基づくスライド条項の適用、施工内容の追加等による経費の増のため契約変更するものでございます。契約金額39億6,228万300円

を、40億7,298万8,700円に変更いたしましたので、ご報告するものでございます。

次に、損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件についてでございます。九段南三丁目の区道上において、街路樹との接触により車両が損傷した損害賠償請求事件につきまして、相手方に対し、739,827円を支払うことで和解いたしましたので、ご報告するものでございます。

次に、専決処分により損害賠償額の決定をした件についてでございます。特別徴収により徴収した職員の個人住民税の納入を遅延したことにより、4団体に対し、延滞金を納入する義務が生じた件につきまして、合計で7,200円の損害賠償額を決定いたしましたので、ご報告するものでございます。

以上、ご説明をいたしました議案及び報告案件を、本日このあとご送付申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。長々とすみませんでした。以上です。

○小野委員長 はい。

ただいまご説明いただきましたが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

坂田副区长ありがとうございました。ご退席ください。

〔坂田副区长退席〕

○小野委員長 当委員会終了後、議案が送付される予定です。

（2）、予算特別委員会の設置について。

予算議案につきましては、全議員を委員とする予算特別委員会を設置して審査を行うこととし、詳細な予算調査は3つの分科会を設置して行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

（3）、議案の付託先について。付託先を確認いたします。

令和7年第1回千代田区議会定例会提出予定案件。

議案。予算。1、令和6年度千代田区一般会計補正予算第3号を専決処分により決定した件の報告及び承認について。2、令和6年度千代田区一般会計補正予算第4号。3、令和6年度千代田区介護保険特別会計補正予算第1号。4、令和7年度千代田区一般会計予算。5、令和7年度千代田区国民健康保険事業会計予算。6、令和7年度千代田区介護保険特別会計予算。7、令和7年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算。以上7件は、予算特別委員会。

条例。1、千代田区職員等公益通報条例等の一部を改正する条例。2、千代田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例。3、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。4、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。5、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例。6、千代田区手数料条例の一部を改正する条例。以上6件は、企画総務委員会。

7、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例。8、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。9、千代田区次世代育成に係る手当に関する条例を廃止する条例。10、千代田区中高生世代応

援手当条例。11、千代田区こども医療費助成条例及び千代田区高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例。12、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例。以上6件は、文教福祉委員会。

13、千代田区道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例は、環境まちづくり委員会。

14、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

15、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。16、千代田区立少年自然の家条例の一部を改正する条例。以上3件は、文教福祉委員会。

財産の取得。1、財産（建物）の取得については、企画総務委員会。

報告。契約変更。1、雉子橋補修補強工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について。和解。1、損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件について。損害賠償額の決定。1、専決処分により損害賠償額の決定をした件について。以上3件は、本会議で報告を受けます。

（4）、会期・日程（案）について。

議長から第1回定例会の会期日程案が示されたので、ご確認をお願いいたします。
よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

（5）、委員会への特別職出席依頼について。

委員会での議案審査及び特別委員会における特別職への出席依頼につきましては、委員長から議長あてお申し出いただきますよう、お願いいたします。

（6）、発言通告の期限について。

代表、一般質問いずれも2月26日水曜日、招集日の午後5時までといたします。また、質問の際にスクリーンを使用する場合は、資料のパワーポイントデータを3月3日月曜日、午後5時までに事務局議事担当へ提出してください。

2、要望書についてです。

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書が議長あてに提出されました。全議員に配付することといたします。よろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 3、その他。何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 4、次回議会運営委員会の開会日時について。

2月19日水曜日午後1時30分から開会いたします。

以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

午後2時13分閉会